

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第4号

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																						
(職及び職制)	(職及び職制)																																						
第6条 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。	第6条 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。																																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">職名</th> <th style="width: 50%;">職務</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理事（総括担当）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>	職名	職務	(略)		理事（総括担当）	(略)	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">職名</th> <th style="width: 50%;">職務</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参事（総括担当）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>	職名	職務	(略)		参事（総括担当）	(略)	(略)																							
職名	職務																																						
(略)																																							
理事（総括担当）	(略)																																						
(略)																																							
職名	職務																																						
(略)																																							
参事（総括担当）	(略)																																						
(略)																																							
2 (略)	2 (略)																																						
(位置及び組織)	(位置及び組織)																																						
第7条 (略)	第7条 (略)																																						
2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。	2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。																																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">課名</th> <th style="width: 50%;">班名</th> </tr> <tr> <td>教育総務課</td> <td>総務班 人事班 給与班 勤務条件班 監察班 <u>集中化推進班</u></td> </tr> <tr> <td>教育政策課</td> <td><u>政策調整班</u> 政策推進班</td> </tr> <tr> <td>財務課</td> <td>経理班 <u>施設整備班</u> <u>施設保全班</u> 管財・助成班</td> </tr> <tr> <td>福利課</td> <td><u>住宅・厚生班</u> 健康指導班</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>学校支援班 <u>企画班</u> 指導第1班 指導第2班 人事班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>企画班 地域家庭班 青少年指導班 青少年育成班</td> </tr> </table>	課名	班名	教育総務課	総務班 人事班 給与班 勤務条件班 監察班 <u>集中化推進班</u>	教育政策課	<u>政策調整班</u> 政策推進班	財務課	経理班 <u>施設整備班</u> <u>施設保全班</u> 管財・助成班	福利課	<u>住宅・厚生班</u> 健康指導班	義務教育課	(略)	高校教育課	学校支援班 <u>企画班</u> 指導第1班 指導第2班 人事班	(略)		社会教育課	企画班 地域家庭班 青少年指導班 青少年育成班	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">課名</th> <th style="width: 50%;">班名</th> </tr> <tr> <td>教育総務課</td> <td>総務班 人事班 給与班 勤務条件班 監察班</td> </tr> <tr> <td>教育政策課</td> <td><u>政策企画班</u> 政策推進班</td> </tr> <tr> <td>財務課</td> <td>経理班</td> </tr> <tr> <td>教育厚生課</td> <td><u>健康・厚生班</u> <u>集中総務班</u></td> </tr> <tr> <td>教育施設課</td> <td><u>管理・助成班</u> <u>企画班</u> <u>施設第1班</u> <u>施設第2班</u></td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>学校支援班 <u>学校づくり推進班</u> 指導第1班 指導第2班 人事班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>企画班 地域家庭班 青少年指導班 青少年育成班 <u>図書館整備班</u></td> </tr> </table>	課名	班名	教育総務課	総務班 人事班 給与班 勤務条件班 監察班	教育政策課	<u>政策企画班</u> 政策推進班	財務課	経理班	教育厚生課	<u>健康・厚生班</u> <u>集中総務班</u>	教育施設課	<u>管理・助成班</u> <u>企画班</u> <u>施設第1班</u> <u>施設第2班</u>	義務教育課	(略)	高校教育課	学校支援班 <u>学校づくり推進班</u> 指導第1班 指導第2班 人事班	(略)		社会教育課	企画班 地域家庭班 青少年指導班 青少年育成班 <u>図書館整備班</u>
課名	班名																																						
教育総務課	総務班 人事班 給与班 勤務条件班 監察班 <u>集中化推進班</u>																																						
教育政策課	<u>政策調整班</u> 政策推進班																																						
財務課	経理班 <u>施設整備班</u> <u>施設保全班</u> 管財・助成班																																						
福利課	<u>住宅・厚生班</u> 健康指導班																																						
義務教育課	(略)																																						
高校教育課	学校支援班 <u>企画班</u> 指導第1班 指導第2班 人事班																																						
(略)																																							
社会教育課	企画班 地域家庭班 青少年指導班 青少年育成班																																						
課名	班名																																						
教育総務課	総務班 人事班 給与班 勤務条件班 監察班																																						
教育政策課	<u>政策企画班</u> 政策推進班																																						
財務課	経理班																																						
教育厚生課	<u>健康・厚生班</u> <u>集中総務班</u>																																						
教育施設課	<u>管理・助成班</u> <u>企画班</u> <u>施設第1班</u> <u>施設第2班</u>																																						
義務教育課	(略)																																						
高校教育課	学校支援班 <u>学校づくり推進班</u> 指導第1班 指導第2班 人事班																																						
(略)																																							
社会教育課	企画班 地域家庭班 青少年指導班 青少年育成班 <u>図書館整備班</u>																																						

3 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる室を附置し、それぞれの室に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	室名	班名
教育政策課	<u>情報化推進室</u>	<u>I C T教育推進班</u> <u>情報化企画班</u>
	(略)	
(略)		

(所掌事務)

第8条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
教育総務課	(1)～(26) (略)
	(27) <u>給与、旅費その他の総務事務の企画及び集中処理に関すること。</u>
	(28) (略)

(略)

財務課	(1)・(2) (略)
	(3) <u>財務の執行の監査に関すること。</u>
	(4) <u>県議会提出議案等に関すること。</u>
	(5) <u>教育財産の管理(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。</u>
	(6) <u>教育機関の施設及び設備(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。</u>
	(7) <u>市町立学校等の施設及び設備(義務教育課及び健康体育課の所掌に属するものを除く。)に対する指導及び助成に関すること。</u>

福利課

(1)・(2) (略)
(3) 静岡県教職員健康審査会に関

3 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる室を附置し、それぞれの室に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	室名	班名
教育政策課	<u>I C T教育推進室</u>	<u>学習環境班</u> <u>校務基盤班</u>
	(略)	
(略)		

(所掌事務)

第8条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
教育総務課	(1)～(26) (略)
	(27) <u>財務の執行の監査に関すること。</u>
	(28) (略)

(略)

財務課	(1)・(2) (略)
	(3) (略)

教育厚生課

(1)・(2) (略)

	<p><u>すること。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>教職員住宅に関すること。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10)・(11) (略)</p>		<p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>給与、旅費その他の総務事務の企画及び集中処理に関すること。</u></p> <p>(9)・(10) (略)</p>
		教育施設課	<p>(1) <u>教育財産の管理（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育機関の施設及び設備（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(3) <u>市町立学校等の施設及び設備（義務教育課及び健康体育課の所掌に属するものを除く。）に対する指導及び助成に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教職員住宅に関すること。</u></p>
義務教育課	<p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 小学校、中学校及び義務教育学校の設備（<u>財務課</u>及び高校教育課の所掌に属するものを除く。）に対する指導及び助成に関すること。</p> <p>(12)～(23) (略)</p>	義務教育課	<p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 小学校、中学校及び義務教育学校の設備（<u>教育施設課</u>及び高校教育課の所掌に属するものを除く。）に対する指導及び助成に関すること。</p> <p>(12)～(23) (略)</p>
高校教育課	<p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 高等学校及び県立の中学校の施設及び設備（<u>財務課</u>の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(16)～(19) (略)</p>	高校教育課	<p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 高等学校及び県立の中学校の施設及び設備（<u>教育施設課</u>の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(16)～(19) (略)</p>
特別支援教育課	<p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 特別支援学校の施設及び設備（<u>財務課</u>の所掌に属するものを除く。）に対する指導に関すること。</p>	特別支援教育課	<p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 特別支援学校の施設及び設備（<u>教育施設課</u>の所掌に属するものを除く。）に対する指導に関すること。</p>

	(13) ~ (15) (略)
(略)	
社会教育課	(1)・(2) (略) (3) 公民館、図書館等の社会教育施設 <u>(健康体育課の所掌に属するものを除く。)</u> に関する事。 (4) ~ (22) (略)

2 ~ 5 (略)
(職及び職制)

第9条 本庁に次の表の左欄に掲げる職を、同表の中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職名	組織	職務
(略)		
参事	(略)	
課長代理	課	(略)
(略)		

2 ~ 4 (略)
(現地機関の名称等)

第10条 (略)
2 現地機関のうち教育機関は、次の表の左欄に掲げる機関とし、その設置位置及び所掌事務は、それぞれ右欄に掲げる条例の定めるところによる。

機関名	設置根拠の条例
(略)	
静岡県立観音山少年自然の家	(略)
静岡県立富士山麓山の村	静岡県立富士山麓山の村設置条例(昭和56年条例第16号)
静岡県立美術館	静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例(昭和60年条例第38号)

(組織)

第11条 (略)
2 静岡県立美術館の組織は、別に定める。

	(13) ~ (15) (略)
(略)	
社会教育課	(1)・(2) (略) (3) 公民館、図書館等の社会教育施設に関する事。 (4) ~ (22) (略)

2 ~ 5 (略)
(職及び職制)

第9条 本庁に次の表の左欄に掲げる職を、同表の中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職名	組織	職務
(略)		
参事	(略)	
課長代理	<u>必要と認める課</u>	(略)
(略)		

2 ~ 4 (略)
(現地機関の名称等)

第10条 (略)
2 現地機関のうち教育機関は、次の表の左欄に掲げる機関とし、その設置位置及び所掌事務は、それぞれ右欄に掲げる条例の定めるところによる。

機関名	設置根拠の条例
(略)	
静岡県立観音山少年自然の家	(略)

(組織)

第11条 (略)
2 教育事務所に学校事務参事を置き、その職にある者は、教育事務所と市町立小中学校と

の連絡調整及び市町立小中学校における業務
円滑化の推進を行うこととし、職員の給与に
関する規則別表2 6級の項第1号に規定す
る共同学校事務室参事の職にあるものに兼ね
て補する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。